

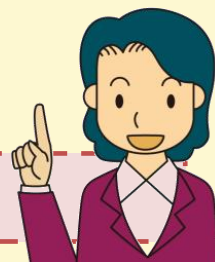
## 新型コロナウイルスに便乗した悪質商法にご注意ください!

### ■ 身に覚えのない商品の送り付け ■

#### 事例

きのう、母宛に頼んでもいない消毒用ジェルが2本宅急便で送られてきた。請求書は入っていないが、今後どうすればいいか。

#### 対応方法



ひとまず落ち着きましょう。

送り付けられる前に、事業者からの電話連絡はありましたか。

はい

送り付けの勧誘を断ることができましたか。

はい

いいえ

★ 商品が届いた場合でも、契約書面を受け取ってから8日以内であれば、※クーリング・オフができます。

いいえ

★ 売買契約は成立していません。お金を払わないでください。

★ 商品の送付があった日から14日間を経過したときは、販売業者による商品の引き取りに応じる必要はありません。

\*引き取りを請求すれば、7日間に短縮できますが、販売会社に電話番号等を知られてしまう可能性があります。

慌てて事業者に連絡したりせず、  
使用せずに保管し、14日間経ってから処分しましょう。

※クーリング・オフとは… 契約書面を受け取ってから、一定期間内であれば無条件で契約の解除ができる制度のこと。

# ■ 新型コロナウイルスについて

正確な情報をもとに冷静な対応を！

## 事例 1




業者から「新型コロナウイルスの感染を防ぐために行政からの委託で消毒に回っている」と電話があった。翌日も同じ業者から電話があり「新型コロナウイルス感染防止の資料を持参したい」と言われた。


## 事例 2

市役所のコロナ対策室を名乗る男性から電話があり、「この度は新型コロナウイルス感染のことで、大変ご心配をおかけしています。市では18歳未満のお子さんがいる世帯に助成金をお配りしています。お子さま一人当たり3万円です。つきましてはキャッシュカードの番号または銀行口座番号に振り込みますので番号を教えてください。」という内容だった。被害には遭っていないが不審だ。

## アドバイス



 行政から委託されたという業者などからの怪しい電話や訪問、心当たりのない送信元からの怪しいメール・SMSなど、怪しい、おかしいと思うものには反応しないようにしましょう。

 行政や金融機関の職員などが電話等で暗証番号を尋ねたり、キャッシュカードや通帳を送るように指示したりすることは一切ありません。電話や訪問をされたり、メール等が届いたりしても、絶対に口座情報や暗証番号等を教えたり、キャッシュカードや通帳を渡したりしないでください。

**「助成金がある」「お金が返ってくる」などの電話やメールは無視しましょう。不安に思ったり、個人情報や口座情報を伝えてしまった場合は、すぐに警察や消費生活センター等にご連絡ください。**

**東大和市消費生活センター：042-563-2111（内線1713）**  
**消費者ホットライン：局番なし188（いやや）番**

# 「火災保険が使える」と誘う住宅修理事業契約トラブルに注意！

台風・豪雨・大雪・地震などの自然災害後にトラブルが多くなります。

電話や訪問で「火災保険で家の修理ができる。無料で申請等を手伝う」などと勧誘される住宅修理事業契約についての相談が寄せられています。

## トラブル事例

保険金が少なくすぐに工事を頼めないと言ったら、違約金を請求された！

ウソの理由で保険金を請求すると言われた！

保険金が支払われた後、事業者が工事を始めない！

申込時に手数料に関する説明がない！



## アドバイス

- ◆ 「保険を使って修理ができる」と言われても安易に契約しないでください。
  - \* 自然災害による住宅の破損は、多くの場合、火災保険等の補償対象になりますが、経年劣化などによる破損は対象外です。住宅の修理を勧められてもすぐに契約せず、家族や知人に相談するなど、本当に必要な工事なのか検討しましょう。また、複数の業者から見積もりを取るなどして、工事契約の内容を慎重に検討した上で契約しましょう。
  - \* 「保険を使って家の修理ができる」と言われても安易に信用せず、まずは自分で損害保険会社か代理店に連絡し、保険金支払いの対象となるか、申請はどのようにするか等を確認しましょう。
- ◆ 訪問販売などで契約した場合は、クーリング・オフができます。
  - \* 訪問販売や電話勧誘販売で工事契約や保険請求代行契約をした場合、契約書を交付されてから8日間はクーリング・オフができます。8日を過ぎていても契約書の交付がないときはクーリング・オフができます。
- ◆ 困ったときは、東大和市消費生活センターまたは、消費者ホットライン 局番なし188へご相談ください。

# 令和元年度東大和市消費生活相談概要

## 件数の多かった相談（上位3分類：商品・サービス別）

順位	商品分類	主な相談の特徴や内容等
1位（98件）	商品一般	主に架空請求ハガキ
2位（63件）	運輸・通信サービス	主に通信回線サービスの契約と解約
3位（28件）	食料品	主にインターネット通販による定期購入

## 相談内容の特徴

東大和市消費生活センターでは毎週4日（月・火・水・金）相談を受け付けています。平成30年度は359件で、昨年度より1.1倍に増えました。架空請求ハガキの相談は去年よりも落ち着きを見せておりますが全体的にあらゆる相談が増えたためと思われます。相談が多かったのは、前年度と同様に架空請求ハガキでした。これは、公的機関を名乗り、商品代金の債務不履行で訴状が出されたなどと不安にさせて、連絡すると弁護士費用などを請求するものです。

次の運輸・通信サービスでは電話勧誘による光回線のトラブルが多かったためと思われます。現在使用している回線より安くなると巧みに電話勧誘され契約してしまいます。口頭でも契約になりますので後日、契約書が送られてきた時に多くのオプションがつけられ、料金が以前より高くなってしまったなどの相談が寄せられました。8日以内なら初期解約解除制度が使える、解約ができますが、工事費や手数料は負担しなければなりません。また、8日を過ぎて解約を申し出ると、高額な違約金を取られることもあります。

食料品では、健康食品などのインターネット通販による定期購入のトラブルが頻発しました。法律が改正され、最終申込み画面で定期購入であること、総額表示の記載をしなければならなくなったため、現在は定期縛りなし、次の商品が届く何日前までに解約と記載されていることが多くなってきました。しかし、定期購入である事は表示されておりますが総額表示も少額のため、気付かずに定期になっていたという相談が増え、表示されていることから被害回復が難しくなっています。

令和元年度の  
相談受付件数

**403件**

契約・解約に関する相談など、不安なときは下記の窓口へご相談ください

## 東大和市消費生活センター

毎週 月・火・水・金曜日 午前10時～午後4時まで受付  
東大和市役所3階⑥番窓口地域振興課

TEL 042-563-2111 内線1713

【東大和市ホームページもご覧ください】 <http://www.city.higashiyamato.lg.jp>

トップページ⇒くらしの情報⇒生活情報

